

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
I. 基本的考え方 I－1 貸金業者の監督に関する基本的考え方 I－1－1 貸金業の監督の目的 貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。 他方、貸金業の利用については、その対価として高い金利が求められ、返済可能性を十分に考慮しない安易な借入れが多重債務化につながりやすいとの指摘がある。また、貸金業者のビジネスモデルについても、適切な規制や監督を欠く場合には、このようなリスクを利用者に理解させ債務者の破綻を未然に防止する取組みが不十分なまま、過度な貸付けや債権回収が行われるおそれがあると指摘されている。 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制機関である貸金業協会（以下「協会」という。）の認可等を的確に実施し、<u>貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを監督の目的とする。</u>	I. 基本的考え方 I－1 貸金業者の<u>検査・監督</u>に関する基本的考え方 （1）貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。 他方、貸金業の利用については、その対価として高い金利が求められ、返済可能性を十分に考慮しない安易な借入れが多重債務化につながりやすいとの指摘がある。また、貸金業者のビジネスモデルについても、適切な規制や<u>検査・監督</u>を欠く場合には、このようなリスクを利用者に理解させ債務者の破綻を未然に防止する取組みが不十分なまま、過度な貸付けや債権回収が行われるおそれがあると指摘されている。 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制機関である貸金業協会（以下「協会」という。）の認可等を的確に実施し、<u>貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを検査・監督の目的とする。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>I－１－２ 貸金業監督の基本的枠組み</u> 貸金業の監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。 第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在範囲によって、国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情に関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、監督情報の共有と集約に努める必要がある。 第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。 第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加	<u>（２）貸金業の検査・監督</u>に当たっては、貸金業の実態と法に定められた<u>検査・監督</u>の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。 第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在範囲によって、国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な<u>検査・監督</u>のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情に関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、<u>検査・監督</u>情報の共有と集約に努める必要がある。 第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。 第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し<u>検査・監督</u>権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の<u>検査・監督</u>に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
入していない貸金業者（以下「非協会員」という。）については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。）に則った社内規則等（協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。）の作成・変更命令をはじめとする監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。 <u>（新設）</u>	がある。また、協会に加入していない貸金業者（以下「非協会員」という。）については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。）に則った社内規則等（協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。）の作成・変更命令をはじめとする<u>検査・監督上の措置</u>を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。 <u>（３）行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、貸金業者において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。</u> <u>監督当局としては、各貸金業者の規模・特性やコンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて検査・監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を通じ貸金業者によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u> <u>（参考）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<u>針) 』(平成 30 年 6 月 29 日)</u> (4) 貸金業者の検査・監督に携わる職員は、(1) から (3) の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。 ① 国民からの負託と職務倫理の保持 自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては I-1 (1) における貸金業者の検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを旨とする。 ② 綱紀・品位、秘密の保持 金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。 ③ 大局的かつ中長期的な視点 金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。 ④ 公正性・公平性 法令等に基づく適正な手続きに則り、各貸金業者の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。 ⑤ 貸金業者の自主的努力の尊重 貸金業者の検査・監督の目的を達成するためには、貸金業者による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である貸金業者の業務の運営についての自主的努力を尊重するよう配慮する。

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
I－１－３ 貸金業監督部局の基本的役割 <u>貸金業者の監督に当たっては、検査部局の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが重要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</u> <u>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、貸金業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</u> <u>具体的には、貸金業者に対して資金需要者等の保護策をはじめとする各種法令等遵守の徹底を求めていくとともに、協会及び当該業者との意見交</u>	⑥ 自己研鑽 <u>貸金業に関する諸規制や貸金業者の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各貸金業者固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u> ⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携 <u>実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u> (削除)

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>換等や利用者からの苦情等の受付を通じて貸金業者の業務の状況を適切に把握し、業務の適正な運営の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</u> <u>特に、監督部局は、個別貸金業者の状況のみならず、貸金業者全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の貸金業者との比較分析を通じて、当該貸金業者が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、当該貸金業者への還元及びヒアリングなどを通じて、適切に問題改善を促していくことが重要である。</u> <u>I－１－４ 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方</u> <u>上記を踏まえると、貸金業者の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</u> <u>（１）検査部局との適切な連携の確保</u> <u>監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い貸金業者の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</u> <u>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u> <u>② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査において活用されるよう、検査部局に還元すること。</u>	<u>（削除）</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(2) 貸金業者に係る情報の積極的な収集</u> <u>貸金業者の監督に当たっては、資金需要者等からの苦情等を含め、貸金業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、貸金業者からの報告だけではなく、資金需要者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに協会や貸金業者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。</u> <u>(3) 貸金業者の自主的な努力の尊重</u> <u>監督当局は、私企業である貸金業者の自己責任原則に則った経営判断について、法令等に基づき検証し、問題が認められた場合は改善を促していく立場にある。貸金業者の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、貸金業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u> <u>(4) 貸金業協会との連携及び非協会員に対する厳正な監督</u> <u>協会は、当局による認可と監督の下で、協会に加入している貸金業者（以下「協会員」という。）に適用される自主規制規則の制定と、その遵守を確保するための監査等を通じ、協会員の業務の適正性を確保することを責務としている。このため、協会員に対して効率的で実効性ある監督を行うためには、法に基づく監督責任は監督当局にあることに留意しつつ、協会との間で適切な役割分担と緊密な連携を図る必要がある。一方、非協会員である貸金業者については、当局が協会の自主規制規則の水準に則した適切な社内規則等の制定を命ずるとともに、協会による監査が機能しないことに留意して、オンサイト及びオフサイトのモニタ</u>	

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>リングをより強化して業務実態の把握に努め、その業務の厳正な監督に当たる必要がある。</u> (5) 効率的・効果的な監督事務の確保 <u>監督当局及び貸金業者の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、貸金業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上、真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性や方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u> <u>既報告や資料提出等については、貸金業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、貸金業者の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u> I-2 監督指針策定の趣旨 我が国の貸金業は、その主たる顧客を消費者とするか事業者とするか、また、どの程度のリスクの資金需要者等を主たる顧客とするか、さらにクレジットカードやリース等の兼業を行うか否か、他業者との提携において貸金業を営むか否か等に応じ、種々の業態に分かれて発展してきた。また、同一業態内においても、その規模の違いによって機械化、システム化の度合いや、コスト構造、資金調達状況等も大きく異なっている。しかし、こうした業態等の違いを超えて、貸金業者が適正なリスクマネーの供給者として我が国経済社会の健全な発展に寄与するためには、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取組みを強化することが不可欠である。	I-2 監督指針策定の趣旨 我が国の貸金業は、その主たる顧客を消費者とするか事業者とするか、また、どの程度のリスクの資金需要者等を主たる顧客とするか、さらにクレジットカードやリース等の兼業を行うか否か、他業者との提携において貸金業を営むか否か等に応じ、種々の業態に分かれて発展してきた。また、同一業態内においても、その規模の違いによって機械化、システム化の度合いや、コスト構造、資金調達状況等も大きく異なっている。しかし、こうした業態等の違いを超えて、貸金業者が適正なリスクマネーの供給者として我が国経済社会の健全な発展に寄与するためには、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取組みを強化することが不可欠である。

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
平成 18 年 12 月 20 日に公布された貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号。以下「改正貸金業法」という。）は、貸金業の規制等に関する法律を抜本的に改正し、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであるが、金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を行い、貸金業者に上記の観点からの自助努力を促すという基本に変わりはない。 ただし、改正貸金業法では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」（法第 12 条の 2）が義務づけられ、業務改善命令（法第 24 条の 6 の 3）が規定されるなど、監督行政に当たっては、資金需要者等の利益の保護及び業務の適正な運営を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、改正貸金業法の規定が全て施行されたこと（以下「完全施行」という。）をもって総量規制及び上限金利引下げが施行されたが、その円滑な実施も含め、適正な監督に引き続き努める必要がある。 このような状況の下、本監督指針は、貸金業者の監督行政はどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、貸金業者の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて着眼点を整理することとした。なお、協会の策定する自主規制規則については、基本的には、非協会員にも同水準の社内規則等の整備を求めることとなるが、貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみ、必ずしも全ての項目において協会の自主規制規則と一致した内容とすることができない可能性もあることから、本監督指針では、監	平成 18 年 12 月 20 日に公布された貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号。以下「改正貸金業法」という。）は、貸金業の規制等に関する法律を抜本的に改正し、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであるが、金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を行い、貸金業者に上記の観点からの自助努力を促すという基本に変わりはない。 ただし、改正貸金業法では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」（法第 12 条の 2）が義務づけられ、業務改善命令（法第 24 条の 6 の 3）が規定されるなど、<u>検査・監督</u>行政に当たっては、資金需要者等の利益の保護及び業務の適正な運営を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、改正貸金業法の規定が全て施行されたこと（以下「完全施行」という。）をもって総量規制及び上限金利引下げが施行されたが、その円滑な実施も含め、適正な<u>検査・監督</u>に引き続き努める必要がある。 このような状況の下、本監督指針は、貸金業者の検査・監督行政はどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、<u>検査・監督</u>上の着眼点と留意すべき事項、具体的な<u>検査・監督</u>手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、貸金業者の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて着眼点を整理することとした。なお、協会の策定する自主規制規則については、基本的には、非協会員にも同水準の社内規則等の整備を求めることとなるが、貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみ、必ずしも全ての項目において協会の自主規制規則と一致した内容とすることができない可能性もあることから、

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
督当局が各分野について社内規則等や内部管理態勢の整備を求める場合の留意点を記載することとした。 なお、本監督指針に記載されている監督上の評価項目については、貸金業者の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の貸金業者に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、貸金業者の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。 財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。なお、管轄貸金業者の監督行政においては本監督指針のほか、事務ガイドライン（（第三分冊：金融会社関係）のうち、「３－２－１ １日賦貸金業者の監督」）に留意するものとする。 Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－１ 経営管理等 （略） （１）主な着眼点 ①～⑤ （略） ⑥ （略） イ. （略）	本監督指針では、監督当局が各分野について社内規則等や内部管理態勢の整備を求める場合の留意点を記載することとした。 なお、本監督指針に記載されている<u>検査・監督</u>上の評価項目については、貸金業者の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の貸金業者に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、貸金業者の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。 財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の<u>検査・監督</u>行政を実施するものとする。また、都道府県における<u>検査・監督</u>行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。なお、管轄貸金業者の<u>検査・監督</u>行政においては本監督指針のほか、事務ガイドライン（（第三分冊：金融会社関係）のうち、「３－２－１ １日賦貸金業者の監督」）に留意するものとする。 Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－１ 経営管理等 （略） （１）主な着眼点 ①～⑤ （略） ⑥ （略） イ. （略）

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
ロ. 協会が<u>協会員</u>に対して行う監査を利用する場合には、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。 ハ. (略) (2) (略) Ⅱ－2 業務の適切性 Ⅱ－2－4 システムリスク管理態勢 システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう。 仮に、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者においてシステム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムが安全かつ安定的に稼動することは、これらの貸金業者の信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。 <u>(新設)</u>	ロ. 協会が、<u>協会に加入している貸金業者（以下「協会員」という。）</u>に対して行う監査を利用する場合には、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。 ハ. (略) (2) (略) Ⅱ－2 業務の適切性 Ⅱ－2－4 システムリスク管理態勢 システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう。 仮に、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者においてシステム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムが安全かつ安定的に稼動することは、これらの貸金業者の信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。 <u>また、貸金業者の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や貸金業者のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、貸金業者において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、貸金業者の規模や業務特性に応じて、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(注) ここでいう「貸金業務」とは、金銭の交付・債権の回収（弁済の受領）、貸付けに係る契約の締結、返済能力調査、帳簿の作成、個人情報情報の登録等を含み、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者（以下Ⅱ－２－４において単に「貸金業者」という。）としては以下のようなものが想定される。 ・ 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者 ・ 受払等業務委託先（銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫を含む。以下Ⅱ－２－４において同じ。）と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者 なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合にあっても、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。 (注) 「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やＤＤoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。 <u>(新設)</u>	(注) ここでいう「貸金業務」とは、金銭の交付・債権の回収（弁済の受領）、貸付けに係る契約の締結、返済能力調査、帳簿の作成、個人情報情報の登録等を含み、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者（以下Ⅱ－２－４において単に「貸金業者」という。）としては以下のようなものが想定される。 ・ 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者 ・ 受払等業務委託先（銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫を含む。以下Ⅱ－２－４において同じ。）と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者 なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合にあっても、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。 (注) 「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やＤＤoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。 <u>(参考) 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（令和元年6月）</u>
(1) ・ (2) (略)	(1) ・ (2) (略)

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 (新設)	Ⅲ. 貸金業者の<u>検査・監督</u>に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ <u>検査・監督事務に係る基本的考え方</u> <u>前述（Ⅰ－１）の貸金業者の検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、貸金業者に対し、個々の貸金業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</u> <u>このため、貸金業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、円滑な資金調達への寄与、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかを理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</u> <u>経営全体を見据えた重要課題に対応し、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに国民経済の適切な運営に資するためには、各業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、貸金業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。</u> <u>その上で、上記の過程で、業務の適正な運営及び資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題が認められる場合や貸金業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第24条の6の3等に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－５）の発動等を検討することとする。</u> <u>さらに、貸金業者の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<u>十分に留意した上で実施することとする。</u> (1) <u>貸金業者との十分な意思疎通の確保</u> <u>検査・監督に当たっては、貸金業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、監督当局においては、貸金業者からの報告に加え、貸金業者との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む貸金業者の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、貸金業者との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u> (2) <u>貸金業者の自主的な努力の尊重</u> <u>監督当局は、私企業である貸金業者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、貸金業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u> (3) <u>効率的・効果的な検査・監督事務の確保</u> <u>監督当局及び貸金業者の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、貸金業者の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、貸金業者に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の</u>
(I-1-4から移設)	

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>向上を図るよう努めなければならない。</u> <u>既報告や資料提出等については、貸金業者の事務負担軽減等の観点</u> <u>を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、貸金業者の意見を十分</u> <u>にヒアリングすることに留意する。</u> <u>また、小規模な貸金業者等に報告や資料提出等を求める場合には、当</u> <u>該貸金業者等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じな</u> <u>いよう配慮する。</u> <u>(4) 貸金業者に係る情報の積極的な収集</u> <u>貸金業者の検査・監督に当たっては、資金需要者等からの苦情等を含</u> <u>め、貸金業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じ</u> <u>て、適時適切に検査・監督上の対応につなげていくことが重要である。</u> <u>このため、貸金業者からの報告だけではなく、資金需要者等から寄せら</u> <u>れる苦情にも注意を払い、さらに協会や貸金業者との日頃からの十分な</u> <u>意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。</u> <u>(5) 貸金業協会との連携及び非協会員に対する厳正な検査・監督</u> <u>協会は、当庁による認可と監督の下で、協会員に適用される自主規制</u> <u>規則の制定と、その遵守を確保するための監査等を通じ、協会員の業務</u> <u>の適正性を確保することを責務としている。このため、協会員に対して</u> <u>効率的で実効性ある検査・監督を行うためには、法に基づく検査・監督</u> <u>責任は監督当局にあることに留意しつつ、協会との間で適切な役割分担</u> <u>と緊密な連携を図る必要がある。一方、非協会員である貸金業者につい</u> <u>ては、当局が協会の自主規制規則の水準に則した適切な社内規則等の制</u> <u>定を命ずるとともに、協会による監査が機能しないことに留意して、オ</u> <u>ンサイト及びオフサイトのモニタリングをより強化して業務実態の把握</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務 （１） （略） <u>（新設）</u>	<u>に努め、その業務の厳正な検査・監督に当たる必要がある。</u> Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務 （１） （略） <u>（２）法 24 条の 6 の 10 に基づく立入検査</u> <u>資金需要者等の利益の保護のため詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく貸金業者の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。</u> <u>なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙●「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に貸金業者に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 24 条の 6 の 10 に基づき、1 か月以内に報告することを求める。</u> <u>（３）対話</u> <u>対話は、コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、貸金業者の経営状況の改善に向けた自主的な取り組み状況等その時々における個別具体的状況、問題の性質、貸金業者の規模や業務特性に応じて実施される。</u> <u>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、貸金業者が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、貸金業者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実</u>
<u>（新設）</u>	

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</u> <u>更に、対話に当たっては、それまで、当局が各業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</u> <u>イ. 当局による実態把握において、コンプライアンス等に係る重大な問題発生</u><u>の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、貸金業者自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と貸金業者との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各業者の対応方針を確認する。</u> <u>ロ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない貸金業者については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各業者の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各業者の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答を前提とすることなく、貸金業者自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、貸金業者との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。</u>
<u>(2) 苦情対応等</u> (略) Ⅲ－１－４ 監督部局間の連携 (1) 金融庁と財務局における連携	<u>(4) 苦情対応等</u> (略) Ⅲ－１－４ 監督当局間の連携 (1) 金融庁と財務局における連携

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
金融庁と財務局との間では、財務局登録の貸金業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅲ－１－<u>8</u>に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する貸金業者について、公表されていない問題等を把握したときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。 (2) (略) <u>Ⅲ－１－５ 検査部局との連携</u> <u>監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンライン及びオフサイト双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、実効性の高い監督を実現する観点から、以下に留意するものとする。</u> <u>(1) オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題点の検査部局への還元</u> <u>監督部局がオフサイト・モニタリング等を通じて把握した貸金業者の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。</u> <u>具体的には、監督部局は検査部局に対し、以下の点について説明を行うものとする。</u> <u>① 前回検査以降の貸金業者の主な動き。</u> <u>(社内規則等の変更、業務方法の変更、他社との提携、経営陣の交代等公表文書、等)</u>	金融庁と財務局との間では、財務局登録の貸金業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅲ－１－<u>7</u>に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する貸金業者について、公表されていない問題等を把握したときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。 (2) (略) <u>(削除)</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
② <u>不祥事件届出。</u> ③ <u>当該貸金業者に係る苦情及び対応。</u> ④ <u>モニタリング分析結果。</u> ⑤ <u>監督上の措置（報告徴収、行政処分等）の発動、改善策及びフォローアップの状況。</u> ⑥ <u>各種ヒアリングの結果。</u> ⑦ <u>監督部局として検査で重視すべきと考える点。</u> ⑧ <u>その他。</u> <u>（２）検査を通じて把握した問題点に係る監督上の対応</u> <u>検査部局が実施した貸金業者に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、Ⅲ－５に基づき行政処分等の措置を検討することとする。</u> <u>（３）検査・監督連携会議の開催</u> ① <u>監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催する。本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか、必要に応じて適宜開催することとする。</u> ② <u>本会議においては、新事務年度の貸金業者に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。</u> Ⅲ－１－<u>６</u> 貸金業協会との連携等 （略） Ⅲ－１－<u>７</u> 指定信用情報機関との連携 （略） Ⅲ－１－<u>８</u> 内部委任 （略）	Ⅲ－１－<u>５</u> 貸金業協会との連携等 （略） Ⅲ－１－<u>６</u> 指定信用情報機関との連携 （略） Ⅲ－１－<u>７</u> 内部委任 （略）

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> Ⅲ－２ 法令照会等外部からの照会への対応 Ⅲ－２－３ グレーゾーン解消制度 (略) (１) 照会窓口 照会窓口は、金融庁<u>総務企画局政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる金融庁<u>総務企画局政策課</u>は、下記(２)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の貸金業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁<u>総務企画局政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。 (注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁<u>総務企画局政策課</u>に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。 (２) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総務企画局政策課</u>において、当該照会書を	<u>(別紙●)「立入検査の基本的手続」</u> <u>(別紙●)「重要事項一覧」</u> Ⅲ－２ 法令照会等外部からの照会への対応 Ⅲ－２－３ グレーゾーン解消制度 (略) (１) 照会窓口 照会窓口は、金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>は、下記(２)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の貸金業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。 (注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。 (２) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による確認の求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。 ①～③ （略） （3）回答 ① 照会書を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に着してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 ② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の	書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による確認の求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。 ①～③ （略） （3）回答 ① 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に着してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 ② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
規定による確認の求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第１項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として１か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。 また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間１か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。 ③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第９条第３項の規定により、確認を求めた場合において当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総務企画局政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。 また、当該関係行政機関の長から、原則として１か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。	規定による確認の求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第１項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として１か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。 また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間１か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。 ③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第９条第３項の規定により、確認を求めた場合において当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総合政策局総合政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。 また、当該関係行政機関の長から、原則として１か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。
Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続	Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続
Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理	Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理
貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理について	貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理につ

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
は、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) ～ (3) (略) (4) 変更届出の処理等 ① <u>法第8条第2項の規定に基づき、変更に係る事項（以下「変更事項」という。）を登録したときは、遅滞なく、その旨を別紙様式8により、原則として、財務局から直接届出者に通知するものとする。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について協会が当該通知につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて届出者に通知するものとする。なお、当該変更事項が店舗外現金自動設備に係るものである場合は、通知を要しないものとする。</u> ② <u>変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取扱うものとする。</u> イ．・ロ． (略) <u>(新設)</u>	いては、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) ～ (3) (略) (4) 変更届出の処理等 <u>(削除)</u> ① <u>法第8条の規定に基づく登録変更の届出があった事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取扱うものとする。</u> イ．・ロ． (略) <u>ハ．新たな登録をした財務局長は、当該変更届出をした者に対し施行規則第4条の2第2項に規定する登録済通知書に準じて、新たな登録をした旨を通知するものとする。当該通知は、原則として、財務局から直接届出者に通知するものとする。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について協会が当該通知につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて届出者に通知するものとする。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
③ 法第8条の規定に基づく登録変更の届出により、完全施行前の出資法（以下「旧出資法」という。）に規定する日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、この場合、完全施行後に貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る金利は法第12条の8が適用される。また、完全施行前にした利息の契約によって旧出資法の上限金利の特例による金利に基づき利息の受領又は要求することは、出資法違反（高金利）となることに留意するものとする。 （５）～（８） （略） Ⅲ－５ 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方 （１） （略） （２） 上記（１）以外の公表の取扱いについては、<u>「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行為規範）」の「Ⅰ－５．透明性」に規定された考え方による</u>ことに留意する。 すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の貸金業者における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象貸金業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。	② 法第8条の規定に基づく登録変更の届出により、完全施行前の出資法（以下「旧出資法」という。）に規定する日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、この場合、完全施行後に貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る金利は法第12条の8が適用される。また、完全施行前にした利息の契約によって旧出資法の上限金利の特例による金利に基づき利息の受領又は要求することは、出資法違反（高金利）となることに留意するものとする。 （５）～（８） （略） Ⅲ－５ 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方 （１） （略） （２） 上記（１）以外の公表の取扱いについては、<u>監督上の着眼点を明らかにするとともに、ノーアクションレター制度、意見交換制度等の適切な運用を通じ、監督行政の透明性の向上に努める</u>ことに留意する。 すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の貸金業者における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象貸金業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－７ 貸金業監督者会議 （１）法を円滑に施行する観点、更には、債権譲渡又は保証等に関して業務提携を行っている貸金業者や複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループ等に対する効果的な監督を行う観点等から、これまで以上に財務局・財務事務所と都道府県の監督当局間の緊密な連携が求められる。このため、以下の通り「貸金業監督者会議」を設置し、財務局・財務事務所と都道府県との間の緊密な連絡体制を設けるものとする。 ①～④ （略） ⑤ 会議の運営 イ．会議は、財務局・財務事務所と個別の都道府県との間で、当該都道府県の実情を踏まえ、原則として<u>年２回を目途に</u>定期的開催するほか、必要に応じ随時開催する。なお、効果的な監督の観点から、必要に応じ、財務局・財務事務所と財務局管内の各都道府県が集まって会議を開催することとする。 ロ．・ハ． （略） （２） （略）	Ⅲ－７ 貸金業監督者会議 （１）法を円滑に施行する観点、更には、債権譲渡又は保証等に関して業務提携を行っている貸金業者や複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループ等に対する効果的な監督を行う観点等から、これまで以上に財務局・財務事務所と都道府県の監督当局間の緊密な連携が求められる。このため、以下の通り「貸金業監督者会議」を設置し、財務局・財務事務所と都道府県との間の緊密な連絡体制を設けるものとする。 ①～④ （略） ⑤ 会議の運営 イ．会議は、財務局・財務事務所と個別の都道府県との間で、当該都道府県の実情を踏まえ、原則として<u>年１回以上、</u>定期的開催するほか、必要に応じ随時開催する。なお、効果的な監督の観点から、必要に応じ、財務局・財務事務所と財務局管内の各都道府県が集まって会議を開催することとする。 ロ．・ハ． （略） （２） （略）